

山梨県国民健康保険高額療養費支払資金貸付要綱

第1 目的

この要綱は、高額な医療費の支払が困難な者に対し必要な資金（以下「資金」という。）を貸付け、医療費の支払を円滑にすることにより、適切な療養が容易に受けられ、安定した生活と福祉の増進を図ることを目的とする。

第2 貸付業務の実施機関

1. 資金の貸付けは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第83条に規定する山梨県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が行うものとする。
2. 市町村及び法第3条第2項に規定する国民健康保険組合（以下「市町村等」という。）は、資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）の申請により連合会に対し資金の貸付あっせんを行うものとする。

第3 貸付対象

資金の貸付けの対象となる者は、原則として保険料（税）軽減世帯のうち、法第57条の2に規定する高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給を受けることができる者であって、その医療費の支払が困難なものとする。

第4 貸付額の範囲

貸付ける資金（以下「貸付金」という。）の額は、高額療養費支給見込額の10分の9以内（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただしその額が1万円未満のときは、貸付けをしないものとする。

第5 貸付条件

貸付金の貸付条件は、次に定めるところによる。

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 貸付金の利息 | 無利息 |
| (2) 償還期限 | 高額療養費の支給日の翌日 |
| (3) 償還方法 | 一括償還 |

第6 繰上償還

1. 連合会は、貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が、貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき、又は不正な行為により貸付けを受けたときは、市町村等の意見に基づき、貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

2. 借受者は、必要に応じ、貸付金の全部又は一部の繰上償還をすることができる。

第7 延滞利息

連合会は、借受者が正当な理由がなくて償還期限までに貸付金を償還しなかったときは、償還期限の翌日から償還した日までの日数に応じ、その延滞した金額に年 10.75 パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収する。

第8 償還金の支払猶予

連合会は、借受者又は借受者の属する世帯が災害その他やむを得ない事情のため、定められた償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難になったと認められるときは、借受者の申請に基づき償還金の支払を猶予することができる。

第9 会計

連合会は、この要綱による資金の貸付けを行うについては、貸付金に関する特別会計を設けるものとする。

第10 県の財源措置

県は、この要綱による資金の貸付けを行う連合会に対し、予算の範囲内で必要な資金を貸付けるものとする。

第11 貸付業務の報告

連合会は、貸付業務の状況について、会計年度終了後4ヶ月以内に次の書類を知事に提出するものとする。

- (1) 貸付業務実施状況報告書
- (2) 特別会計歳入歳出決算書の写し

第12 実施期間の事業体制

1. 連合会は、この貸付業務を実施するに当たり、高額療養費支払資金貸付規程を制定し実施するものとする。

2. 市町村等は、この貸付業務を実施するに当たり、高額療養費支払資金貸付あっせん要綱を制定し実施するものとする。

附 則

この要綱は、昭和54年8月1日から施行する。